

## 12月 NEWS

### ①税制情報

#### 【H24年分の給与の源泉徴収事務の変更点】

平成23年度税制改正により、平成24年分の給与の源泉徴収事務について通勤手当の非課税限度額の見直しが行われ、以下のような改正が行われています。

#### 1. 現行制度の概要

自動車などの交通用具を使用して通勤する給与所得者が支給を受ける通勤手当については、その通勤の距離に応じ、一ヶ月当たり一定の金額（以下「距離比例額」といいます。）までが非課税とされています。

なお、交通用具を使用して通勤する給与所得者のうち通勤距離が片道15キロメートル以上である人が支給を受ける通勤手当については、運賃相当額が距離比例額を超える場合には、運賃相当額（最高限度：月額10万円）までが非課税とされています。

※ 「運賃相当額」とは、交通用具を使用して通勤する給与所得者が通勤のため鉄道などの交通機関利用したとしたならば負担することとなるべき運賃等で、通勤に必要な運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法によるものの額に相当する金額をいいます。

#### 2. 改正の内容

今回の改正により、運賃相当額が距離比例額を超える場合に、運賃相当額（最高限度：月額10万円）までが非課税とされる措置が廃止されました。これにより、通勤手当の金額が距離比例額を超える場合には、その距離比例額を超える金額については課税の対象となります。

#### 3. 適用時期

この改正は、平成24年1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用されます。よって、本年分の所得税については従前の取扱いとなります。

【具体例】

※ 通勤距離片道 50km、距離比例額 24,500 円、運賃相当額 30,000 円、通勤手当 32,000 円の場合

	〔改正前〕	⇒	〔改正後〕
32,000 円 (通勤手当の額)	2,000 円が課税対象		7,500 円が課税対象
30,000 円 (運賃相当額)			
24,500 円 (距離比例額)	運賃相当額まで非課税		距離比例額まで非課税

## ②12月の主な税務

12月の申告や提出の主なものは以下の通りですのでご確認下さい。

提出期限等	内容
12月12日	11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
12月20日	7～12月分源泉所得税の納期限の特例届出書の提出期限
H24年1月4日	10月決算法人の確定申告
H24年1月4日	1月、4月、7月、10月の決算法人・個人事業者の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
H24年1月4日	法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告
H24年1月4日	4月決算法人の中間申告の半期分
H24年1月4日	消費税の年税額が400万超の1月・4月・7月決算法人・個人事業者の3ヶ月ごとの中間申告
H24年1月4日	消費税の年税額が4,800万超の9・10月決算法人を除く法人・個人事業者の1ヶ月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）
12月	<p>(1) 給与所得の年末調整 調整の時期・・・本年最後の給与の支払をするとき</p> <p>(2) 給与所得者の保険料控除申告書、住宅取得控除申告書の提出 提出期限・・・本年最後の給与の支払を受ける日の前日 提出先・・・給与の支払者経由で、その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長</p> <p>(3) 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付 納期限・・・12月中の市町村の条例で定める日</p>

### ③スタッフの一言

今年も残すところ、あと 1 ヶ月となりました。最近急に寒くなってきましたが、みなさんは体調崩されてはいませんか。

今年は 3 月に東日本大震災という未曾有の災害があり、東北 3 県の方々をはじめ多くの方々にとって大変な 1 年間だったと思います。私事ですが、私自身 9 月に入社して早くも 3 ヶ月が経ちました。まだまだ、分からないことだらけで先輩方にはたくさん迷惑をかけていますが、一日も早くみなさんのお役に立てるように日々の業務を一つ一つ確実にやっ  
ていこうと思います。

最後になりますが、12 月は「師走」とも言われることから、残りの 1 ヶ月慌ただしい日が続くかと思いますが、元気に新年が迎えられるように頑張っていきます。みなさんも無理はされず、お体にお気をつけて残り 1 ヶ月お過ごしください。

青木